

議 長  
確認印

議会運営委員会会議録

1 日 時	開会 令和4年8月31日 13:30 閉会 令和4年8月31日 14:35
2 場 所	委員会室
3 出席委員	鈴木 茂、吉田克則、青砥與藏、下重義人、七宮広樹
4 欠席委員	なし
5 出席要求者	副議長、総務課長
6 職務出席者	議長、事務局長、書記
7 付議事件	第1 令和4年第5回埴町議会定例会の運営について 第2 その他
8 議事の経過	<p>吉田克則副委員長が開会 鈴木茂委員長があいさつ 委員長が進行</p> <p>第1 令和4年第5回埴町議会定例会の運営について</p> <p>(1)町長提出議案等について (委員長が総務課長に説明を求める) (総務課長が資料に基づき議案要旨を説明) (その後、追加議案を3件(工事請負契約の締結、人事案件2件(教育長、人権擁護委員) 予定していることを説明)</p> <p>委員長：提出議案について、質疑あるか。 副委員長：上水道事業の条例だが、今回の内容は下水道事業に関することである。タイトル名称が合わないのではないか。上水道及び下水道事業など、先に変更してから提案すべきではないのか。 総務課長：今回、公共下水道及び農業集落排水事業を下水道事業として位置付けて、上水道事業の条例に組み込むような内容である。条例の名称そのものも今回変更して提案予定である。 下重委員：シェアハウスの条例の追加事項のDVに関することだが、当町において事例があったのか。 総務課長：当町にもDV被害での避難者はいる。住基においてフィルタリングをかけていて、情報を漏らさないようにしている。 七宮委員：障がい者の社会復帰、DV避難者の追加だが、料金の取扱いは。 総務課長：減免規定があるのでそれを適用させることになる。 青砥委員：上水道事業の条例だが、公共下水と農集排は開始時期・料金など全て違う。下水道として一緒にしたときにどうなのか。 総務課長：あくまでこの2つを下水道事業として位置付けするということと、公営企業法の適用を受けるということである。加入負担金や料金を一緒にするというわけではない。 七宮委員：その他になるが、新庁舎建設の入札など進捗状況を伺いたい。</p>

総務課長：条件付き一般競争入札に参加の公告を行ったところ、3社の申し込みがあった。その3社について、審査の結果、全社認めることになった。入札は10月の予定である。

委員長：その他なければ、総務課長の説明を終わる。

（総務課長退席）

委員長：議員発議意見書の取扱いについて、事務局に説明を求める。

（事務局長が資料に基づき説明）

委員長：町議会として意見書を提出するということによろしいか。

副議長：中選挙区制に戻すということの文言を入れてはどうか。小選挙区制では変更が繰り返される。

委員長：町独自であればそのような文言を入れてもよいか。

議長：町議会で提出するのであれば大丈夫だと思うが。事務局で確認しておいてほしい。

事務局長：確認しておく。

副委員長：提出することには賛成だが、区割り審議会との整合性がどうなのか。

委員長：提出することとする。

委員長：一般質問通告について、事務局長に説明を求める。

（事務局長が通告書を読み上げる）

委員長：疑問点等あるか。

七宮委員：通告3番目の議員は時間がなくて昼になってしまう。3番目の下重議員（60分）と5番目の青砥議員（40分）を交換してはどうか。時間配分からして。

下重委員：通告順なのでこのままでよい。配慮していただいたことについて感謝する。60分予定だが、質問・答弁によって早く終わることもある。

委員長：七宮議員の「空き地を求め」は「空き地を町が求め」にしてはどうか。

七宮委員：そのようにする。

副委員長：「町道塙登記所線」とあるが、これでよいのか。

そのほか、青砥議員の「説明は？」の「？」の取扱いはどうするか。

委員長：「説明はどのようにするか」としては。

青砥委員：そのようにする。

七宮委員：正式名称の町道である。

副委員長：それであれば問題ない。

委員長：諸般の報告について、事務局長に説明を求める。

（事務局長が資料に基づき説明）

委員長：意見あるか。

副委員長：専決処分書で住所・氏名の記載があるが、個人情報の観点から議会にこのまま提出してよいのか。

事務局長：議会への報告なのでこのままでよいが、情報公開の請求があった場合は、個人情報の部分は黒塗りなどの対応をとることになる。議会へ提出するが、守秘義務があるので不利益を被るようなことは口外してはならない。

副委員長：議会に提案したものは全て公開だと思うがどうなのか。

(事務局長が再度説明)

副議長：原則公開だが、個人情報については個人情報保護法で守られているので、公開から外れるという考えでよいのでは。

委員長：会期日程・日程（案）について事務局長に説明を求める。

(事務局長が資料に基づき説明。会期について2つの案を提案)

委員長：会期7日、8日の案どちらにするか。

副委員長：1日休会にするよりは続けての方が良い。会期7日が良い。

委員長：会期7日にした場合、決算質疑通告の締め切りは。

事務局長：12日の12:00としたい。

委員長：会期7日の案を採用とする。

委員長：その他について、事務局長に説明を求める。

(事務局長が資料に基づき説明)

副委員長：監査委員の決算審査報告はいつか。

事務局長：2日目・9月9日になる。

委員長：第2 全員協議会について説明を求める。

(事務局長が資料に基づき説明)

(書記が決算審議・予算決算常任委員会について説明)

委員長：視察研修について説明を求める。

(事務局長が日程案及び内容について説明)

委員長：意見あるか。

青砥委員：広報常任委員会の研修は検討中である。その他、小水力発電の視察も検討している。まだ交渉はしていないが。

事務局長：交通手段は検討しておく。

委員長：その他なければこれで終了する。

副委員長による閉会

埴町議会委員会条例の第27条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議会運営委員長